

## ⑥ 厚生労働省

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:渡邊 昌)
目的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。
主要業務	1 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。2 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。3 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nih.go.jp/eiken/">http://www.nih.go.jp/eiken/</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-ii/cyosa08.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-ii/cyosa08.html</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3				
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	A	A	B				
(3) 運営体制の改善に関する事項				A	A	A	
(4) 研究・業務組織の最適化に関する事項				A	B	A	
(5) 職員の人事の適正化に関する事項				A	A	A	
(6) 事務等の効率化・合理化に関する事項				B	A	B	
(7) 評価の充実に関する事項				A	B	A	
(8) 業務運営全体での効率化				A	A	B	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上</b>							
(1) 社会的ニーズの把握	A	A	A				
(2) 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施	S×1 A×5 B×1	A×7	A×7				
(3) 外部評価の実施及び評価結果の公表	A	A	A				
(4) 成果の積極的な普及及び活用	S×2 A×2	S×1 A×3	A×4				
(5) 国内外の健康・栄養関係機関等との協力の推進	A×2	A×2	A×2				
(6) 研究に関する事項				S×2 A×5 B×1	S×1 A×6 B×1	S×2 A×5 B×1	
(7) 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項				A×2 B×2	A×1 B×3	S×1 A×2 B×1	
(8) 情報発信の推進に関する事項				B	A	S	
<b>3.財務内容の改善</b>							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	A	A				
(2) 予算、収支計画及び資金計画	A	B	A				
(3) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項				A	A	B	
(4) 経費の抑制に関する事項				A	B	A	
<b>4.その他業務運営に関する事項</b>							
(1) 施設及び設備に関する計画	A	B	B				
(2) 職員の人事に関する計画	A	A	A				
(3) セキュリティの確保				B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.17)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として、当該研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に資する調査研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査・研究等を行うことによる、公衆衛生の向上及び増進」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
  - ① 調査研究全般について、国の独立行政法人として公平性・中立性が求められる研究課題の一層の重視が必要である。
  - ② 若手研究者による創造的・萌芽的研究を一層推進するとともに、食育推進基本計画の推進に資する調査研究について、目に見える形で成果を出す必要がある。
  - ③ 業務の効率化・合理化については、外部委託や事務処理システムの導入等により、中期目標達成に向け着実に進められているが、その取組が他の業務や人員配置にどう反映されたかを明らかにする。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関係)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究に関する事項 (重点調査研究に関する事項(「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究))	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生鮮食品素材の抗酸化力から調理品の抗酸化力が推定できるか、34品目のモデル調理品を作成して検討し、計算値が実測値の91±28%の範囲に収まることを確認した。</li> <li>• 食品に含まれる抗酸化機能性成分が生体に及ぼす影響について研究するため、日常的に摂取されている食品について、含有抗酸化物質量の測定を開始した。</li> <li>• ORAC法による食品の抗酸化力の測定方法をまとめ「食品機能性評価マニュアル集第II集(日本食品科学工学会)」に掲載するとともに、分析方法の妥当性に関する研究室間比較試験を継続的に実施した。</li> <li>• トコトリエノール(V.E同族体)のシクロデキストリン包接化により、トコトリエノールが有する抗中皮腫活性が強化されることをin vitroで確認した。</li> <li>• 大豆由来のBBI(プロテアーゼ阻害物質の一種)を重合させた試料を抗原として用いて、BBIを特異的に認識する抗体の作成に成功した。また、食餌にBBIを添加することにより、マウスに移植した腫瘍にコネクシン43(癌抑制遺伝子)が誘導され、腫瘍が退縮することが確認された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 健康食品の安全性有効性に関する情報を収集・分析し、科学的根拠のある情報として幅広く提供し、中期計画を大幅に上回る成果を上げた。また、「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」は医療現場待望の企画であり、その準備作業を評価する。</li> </ul>
研究に関する事項 (調査・研究の成果を社会に還元するために、知的財産権の取得・開示を行うこと)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 費用対効果を勘案しながら、引き続き知的財産権の取得及び活用に努めた。「知的財産に関する権利等取扱規定」に基づき平成20年度中に出願した特許等は、「抗肥満剤」(審査請求)、「栄養教育用コマキット」(実用新案、意匠登録)、「食事しらべ」(商標登録、著作権登録)の5件であった。</li> <li>• 特許取得および出願状況については、ホームページ上で公開している。</li> <li>• 民間企業等との共同研究や受託研究などを通して、社会還元に向けた柔軟な取組の一層の推進に努め、平成20年度は10件の共同研究及び6件の受託研究を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 知的財産の確保、民間との共同研究や受託研究に取り組み、中期目標を概ね達成している。今後、さらなる特許出願などが望まれる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 本法人の総人件費改革については、給与水準等公表によると、平成17年度の基準値429,528千円に対し20年度425,451千円(1.6%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から3年経過した時点で3%以上の削減に至っていない。しかし、業務実績報告書においては、「平成17年度実績と比べ3%減と計画の範囲内で執行した。」とされており、これを前提として「総人件費については、基準となる17年度実績を3%下回っており、中期目標、中期計画による削減率(5年で5%、20年度は3%)を達成しているが、早期に目標を達成するため、更なる努力が求められる。」との評価を行っているが、公表値を前提とした法人の取組の検証状況については評価結果において明らかにされていない。  
 今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:荒記 俊一)
目的	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。2 上記1の業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: <a href="http://www.jniosh.go.jp/">http://www.jniosh.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa08.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa08.html</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。(なお、「A:中期目標を上回っている。B:中期目標をおおむね達成している。”) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成18年4月に(独)産業安全研究所と(独)産業医学総合研究所との統合により設立されている。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>				
<b>1.業務運営の効率化</b>				
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×3	A×3	A×2 B×1	
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	A	B	A	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上</b>				
(1) 労働現場のニーズの把握	A	A	A	
(2) 労働現場のニーズに沿った研究の実施	A×2	A×2	A×2	
(3) 学際的な研究の推進	A	A	A	
(4) 研究項目の重点化	A	A	A	
(5) 研究評価の実施及び評価結果の公表	A	A	A	
(6) 成果の積極的な普及・活用	S×3 A×2	S×2 A×2 B×1	S×2 A×3	
(7) 労働災害の原因の調査等の実施	S	A	A	
(8) 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
(9) 公正で的確な業務の運営	A	A	B	
<b>3.財務内容の改善に関する事項</b>				
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	B	A	
(2) 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	A	A	A	
<b>4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>				
(1) 人事に関する計画	A	A	B	
(2) 施設・設備に関する計画	A	A	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成20年度の業務実績については、研究成果が国の基準等に反映されたこと、労働安全衛生に関する研究成果が国際学術誌やインターネットを經由して普及されたこと、行政からの労働災害の原因調査等の依頼に著実に対応したこと等、多くの社会的貢献を行ったことから、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等												
成果の積極的な普及・活用(国内外の基準制定・改訂への科学技術的貢献)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>22名の研究職員が、ISOやJIS等国内外の基準制改定に関わる61の検討会等へ委員長等として参加。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> </tr> <tr> <td>国内外の基準制定・改定に携わった研究職員数</td> <td>25</td> <td>18</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>研究職員が参画した国内外の基準制定・改定に係る検討等の数</td> <td>62</td> <td>35</td> <td>61</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究所から提供された研究成果がISOやJIS等の国内外の基準制改定等に反映された。 など</li> </ul>		H18	H19	H20	国内外の基準制定・改定に携わった研究職員数	25	18	22	研究職員が参画した国内外の基準制定・改定に係る検討等の数	62	35	61	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の基準制定・改訂等において、研究成果を積極的に普及・活用したことが認められ、中期計画を上回るものとして評価できる。</li> </ul>
	H18	H19	H20												
国内外の基準制定・改定に携わった研究職員数	25	18	22												
研究職員が参画した国内外の基準制定・改定に係る検討等の数	62	35	61												
成果の積極的な普及・活用(知的財産の活用促進)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許権の取得に暁通した清瀬・登戸両地区の研究職員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に対応する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産の活用促進へ向けて、支援体制の整備をすすめるとともに、車椅子転倒衝撃吸収装置がヨーロッパ特許を取得するなど、</li> </ul>												

		<p>等支援体制を整備。登録特許は33件(対前年度1件増)、意匠登録は4件(対前年度1件増)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>15件の特許の特許流通データベースに登録し、研究所ホームページに13件を掲載した。広報活動による実施の促進。</li> <li>特許実施料は、1件51万2千円</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>中期計画を上回るものとして評価できる。</p>
労働災害の原因の調査等の実施	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害調査、鑑定等については、依頼元である労働基準監督署及び警察署のいずれも、災害原因の解明が困難な事案について科学的根拠に基づき発生原因が特定された等高い評価。また、災害調査、鑑定等の迅速化、質の改善に積極的な取組。平成20年度から始まった委託事業「労働災害情報作成等事業」については、所期の成果を挙げるとともに、その成果がホームページに公開され、広く労働災害防止に活用できるようになった。</li> <li>労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な中核調整機能を担っている。また、災害調査等の進行管理については、直属の各研究グループの部長も日常業務の一環として行うこととした。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働災害の原因調査等については、例年通り高いレベルで実施され、労働基準監督署および警察署から高い評価を受けている。さらに、労働災害調査等の迅速化や質の改善を積極的に推進していること、災害に関する情報を広く共有することにより再発防止を図るとする行政施策を支援するために新たに死傷病報告の分析等を実施したことなど、中期計画を上回るものとして評価できる。</li> </ul>
運営費交付金以外の収入の確保	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争的研究資金・受託研究等の獲得に取り組んだ結果、29件85,064千円の競争的研究資金及び民間企業からの受託研究4件を含む8件57,370千円の受託研究等を獲得し、その合計額は前年度・前々年度を上回った。</li> <li>研究施設の有償貸与の促進等に取り組んだ結果、高額機材等の有償貸与に結実し、施設の有償貸与、著作権等による自己収入金額は年々着実に増加。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争的研究資金、受託研究等の獲得に努め、増額させた。また、研究施設の有償貸与、著作権等による自己収入も大きく増額させており、中期計画を上回るものとして評価できる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:樋爪 龍太郎)
目的	中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営することを目的とする。
主要業務	1 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。2 上記1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: <a href="http://www.taisyokukin.go.jp/">http://www.taisyokukin.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou08.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou08.html</a>
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×1 B×3	A×2 B×2	A×2 B×2	A×2 B×2	A×2 B×2	A×1 B×1	
(2) 内部統制の強化						B	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	B	A	A	A	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 確実な退職金支給のための取組						A×1 B×1	
(2) サービスの向上	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	A×2 B×1	A×1 B×2	
(3) 加入促進対策の効果的実施	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善							
(1) 累積欠損金の処理	A	A	B	B	A	C	
(2) 健全な資産運用等	B	A	B	B	B	B	
4.その他業務運営に関する事項						B	
(1) 積極的な情報の収集及び活用	B	B	B	B	B		
(2) 建設業退職金共済事業の適正化	A	A	A	A	A		
(3) 中期計画の定期的な進捗管理	B	A	B	B	B		
5.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額							
7.職員の人事に関する計画	B	B	A	A	A	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第2期中期計画の達成に向けて平成21年度以降もさらに効果的な取組が求められるが、特に、加入者が目標に達しなかった清酒製造業退職金共済事業については、その産業における事業活動の低迷等業界固有の問題はあるものの、より一層の効果的かつ積極的な取組が求められる。</li> <li>② 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、「確実な退職金支給」の原資となる共済財政の長期的な安定を図っていくことが重要である。特に累積欠損金を計上している中退共事業及び林業退職金共済事業においては、市場環境の急激な悪化により累積欠損金が増加したところであるが、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが重要である。</li> <li>③ 中退共事業における退職金未請求者、特定業種退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者に対しては、被共済者への直接の要請等を実施することにより、より一層の縮減を図ることが求められる。</li> <li>④ 「退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画」の実施と併せた4事業本部一体となったさらなる事務処理期間短縮方策の検討、区分経理を前提とした効率的かつ柔軟な資産運用体制の構築、競争契約の導入による経費削減などの業務運営のより一層の効率化に努める必要がある。</li> </ol> </li> </ul>

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
確実な退職金支給のための取組	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成20年度新規加入事業所に対して、当該事業所の新規及び追加加入の被共済者宛に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを証する「加入通知書」を発行した(約15,400所、約143,600人)。</li> <li>● 退職後3か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 未請求者の縮減に向けた取組により、脱退後2年経過後の未請求率が2%に縮減されている。</li> <li>● 新たな未請求退職金の発生防止について、退職後3か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す「退職金等請求依頼書」を送付した</li> </ul>

	<p>促す「退職金等請求依頼書」を送付した(12,599所、未請求者15,804人)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度～17年度の未請求者のいる対象事業所(14,341所、43,742人)に対して、未請求者の住所等の情報提供を依頼した。更に、20年度の当初計画に加え、13年度、14年度、18年度及び退職金等額が200万円以上の未請求者のいる対象事業所(10,953所、28,840人)に対しても依頼を行った。これらにより入手した情報に基づき未請求者(19,523人)に対して請求手続を要請した結果、11,344人に対して退職金等を支給した。</li> <li>ホームページに、平成21年度前半を目途に、中退共事業加入の事業所名及び過去に中退共事業に加入していた未請求者がいる事業所名を掲載するため、システムの構築等の検討を行った。また、掲載についての可否を問う通知(法人・個人別)を事業所に送付し、回答の回収集計を進め、掲載に係る環境整備のための準備を行った。</li> <li>また、ホームページの改善検討組織となる「ホームページ運営会議」を設置し、掲載方法等を検討した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>り、20年度新規加入事業所の被共済者宛に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを証する「加入通知書」を発行するなどの対応が取られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、平成21年度前半を目途に、中退共事業加入の事業所名及び過去に中退共事業に加入していた未請求者がいる事業所名のホームページ掲載に向けた準備が行われ、更に、ホームページ、「中退共だより」及び「退職金等支払のお知らせ」(事業主宛ハガキ)により注意喚起が行われている。</li> <li>累積した未請求退職金については、事業主に対する未請求者の情報提供依頼を、20年度計画分に加えて13、14、18年度及び退職金等額が200万円以上の対象者への取組も実施し、その結果、11,344人に対して退職金等を支給している。</li> <li>全体としては、当初計画を超えて平成13年、14年及び18年度の未請求者に対する対応をする等、中期計画を上回ったと言える。</li> </ul>
<p>累積欠損金の処理</p>	<p>3(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>両事業が「資産運用の基本方針」に定めている、最適な資産配分である基本ポートフォリオに基づき資産運用を実施したが、リーマン・ブラザーズの破綻を発端とする金融危機の拡大や世界的な実体経済の急激な悪化という厳しい運用環境により、委託運用(金銭信託)は大幅なマイナス収益となった。一方、加入促進対策の積極的かつ継続的な実施により、中退共では達成率102.7%、林退共では110.8%と目標を上回る加入実績を上げたことにより掛金収入の確保に努めた。</li> <li>中退共事業においては、運用収益は△169,896百万円(運用等費用控除後)、掛金収入は411,237百万円</li> <li>林退共事業においては、運用収益は△16百万円(運用等費用控除後)、掛金収入は1,520百万円</li> <li>事務の効率化等を図り経費節減に努めた。業務経理への繰入額を20年度決算においては、予算と比較して222百万円(中退共事業217百万円、林退共事業5百万円)節約した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中退共事業及び林退共事業においては、「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消に努めたが、結果として累積欠損金は中退共事業で19年度末時点の156,381百万円から20年度末時点では349,280百万円に、林退共事業で19年度末時点の1,357百万円から20年度末時点では1,495百万円に増加している。20年度決算において、業務経理への繰入額を予算と比較して222百万円(中退共事業217百万円、林退共事業5百万円)節約する等、事務の効率化による経費節減は着実に実施されている。全体としては、経済環境の激変があったとはいえ、累積欠損金が増加しており、中期計画をやや下回っていると言わざるをえない。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:戸荻 利和)
目的	高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 高齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。2 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。3 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。4 障害者職業センターの設置及び運営を行うこと。5 障害者職業能力開発校のうち職業能力開発促進法に規定されたものの運営を行うこと。6 納付金関係業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: <a href="http://www.jeed.or.jp/">http://www.jeed.or.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou08.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou08.html</a>
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>							
(1) 効果的な業務運営体制の確立							
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	B	A	A	S	A		
(3) 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業規模の配慮							
(4) 給付金及び助成金業務の効率化							
<b>1.業務運営の効率化</b>							
(1) 効果的・効率的な業務運営体制の確立							
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等							
(3) 事業の費用対効果							
(4) 障害者雇用納付金を財源に行う実践的手法の開発、講習及び啓発の事業規模の配慮						A	
(5) 給付金及び助成金業務の効率化							
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>							
(1) 関係者のニーズ等の把握							
(2) 業務評価の実施及び公表							
(3) 高齢者等や障害者の雇用情報等の提供並びに広報の実施	A	A	A	A	A	A	
(4) 内部統制の在り方							
(5) 高齢者等及び障害者雇用支援業務の連携によるサービスの充実							
(6) 高齢者等の雇用機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること	B	A	A	A	B	A	
(7) 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと	A×2 B×1	A×1 B×2	A×3	A×3	A×2 B×1	S×1 A×2	
(8) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと	A	A	A	A	A	A	
(9) 障害者職業センターの設置運営業務の実施	A×2 B×1	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	S×1 A×2	
(10) 障害者職業能力開発校の運営業務の実施	A	A	A	A	A	A	
(11) 納付金関係業務等の実施	A×1 B×4	A×4 B×1	A×5	A×3 B×2	A×1 B×4	A×6	
(12) 障害者となった労働者の雇用を継続する事業主に対する助成金の支給	B						
(13) 障害者の技能に関する競技大会の開催	A	A	A	S	A		
<b>3.財務内容の改善</b>							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	A	B	A	A	A	

(2) 人事に関する計画	B	A	B	A	B	A
(3) 施設・設備に関する計画						

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(総合評価の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切に業務を実施したと評価できるが、次の点に留意する必要がある。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① ホームページ、定期刊行誌等の充実を含め、一層効果的な周知・広報を検討することにより、高年齢者等及び障害者の雇用情報等へのアクセスの向上を図る必要がある。</li> <li>② 就職の困難性の高い障害者の就業ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の充実により、医療・教育・福祉等の関係機関との一層の連携強化を図り、幅広い職業リハビリテーションサービスの効果的な実施を図る必要がある。</li> </ol> </li> </ul>
---

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理日数が従来型の1.5倍を要する中小企業定年引上げ等奨励金の申請件数が前年度比約6倍増と当初見込みを大幅に上回った中で、処理期間を短縮しつつ職員を削減した。</li> <li>・ 東京駐在事務所の納付金調査部門を廃止し、業務は機構本部(納付金部)に移管。</li> <li>・ 地域障害者職業センターの管理事務について、平成21年4月から宮城・山形・福島センターの管理事務を宮城センターに、岐阜・静岡・愛知・三重の管理事務を愛知センターに、徳島・香川・愛媛・高知の管理事務を香川センターに集約化した。</li> <li>・ 受託法人の契約形態の企画競争への移行(平成22年4月)に向けて、受託法人の業務量に対応する組織・人員への見直し・合理化、業務進捗状況のリアルタイムでの把握、目標達成に向けた業務改善の徹底などを図った。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域障害者職業センターの管理事務の集約化、契約形態の見直しや民間競争入札の導入など、幅広い取組がされており、いずれの項目も計画を大幅に上回っている。給付金・助成金の処理件数が増加する中で、平均処理期間を大幅に短縮することに成功したことに加え、業務運営の効率化に向けた取組により大幅な経費節減に成功したこと、そして背後にある人員の研修・再配置の努力は高く評価できる。</li> </ul>
障害者職業センターの設置運営業務の実施	2(9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域障害者職業センター業務について、職業リハビリテーションサービスの実施対象数、職業リハビリテーション計画の策定件数、職業準備支援等の実施による就職等に向かう次の段階への移行率、ジョブコト支援対象者数など14の基本評価指標において、すべての数値目標を達成。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての数値目標が達成されており、発達障害者の就職への移行率、就職率、ジョブコーチ支援の拡充、精神障害者の職場復帰や雇用促進など、幅広い分野で非常に高い成果を確保している。これだけ多様な障害者の個々の特性に応じた専門的支援サービスの一つ一つの質を高めつつ、全体を的確にガバナンスする機構の取組は極めて高く評価できる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社団法人全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務については、平成20年度から競争性のある契約形態(公募)に移行したが、同協会1者のみが企画書を提出し、受託する結果となっている。また、各都道府県の雇用開発協会等への委託業務については、22年度から競争性のある契約形態(企画競争)に移行することとしていたが、当該企画競争が真に競争性、透明性が確保されているとは言えないのではないかと指摘がなされ、最終的には一般競争入札にすることとされた。今後の評価に当たっては、このような経緯を踏まえ、これら委託業務について、真に競争性・透明性が確保されているか、契約方式の妥当性を含めて厳格に評価すべきである。</li> </ul>
--

法人名	独立行政法人福祉医療機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:長野 洋)
目的	社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること。 また、厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。
主要業務	1 社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要資金を融通する貸付事業。2 社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業。3 社会福祉振興事業者に対する助成事業。4 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業。5 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業。6 道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業。7 福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業。8 厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。9 労働者災害補償保険法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。10 その他前記に附帯する事業。11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務。12 承継教育資金貸付けあっせん業務。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: <a href="http://www.wam.go.jp/wam/">http://www.wam.go.jp/wam/</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo08.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo08.html</a>
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
<b>1.法人全体の業務運営の改善</b>							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A		
(2) 業務管理の充実	A	A	A	B	A		
(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減	A	A	A	A	A		
(4) 利用者に対するサービスの向上							
(5) 業務・システムの最適化の実施							
<b>1.法人全体の業務運営の改善</b>							
(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備						A	
(2) 業務管理(リスク管理)の充実						A	
<b>2.業務運営の効率化</b>							
(1) 業務・システムの効率化と情報化の推進						A	
(2) 経費の節減						A	
<b>3事業毎の業務運営の改善に関する事項</b>							
(1) 福祉医療貸付事業	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2		
(2) 福祉医療経営指導事業	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(4) 退職手当共済事業	B	A	A	A	A		
(5) 心身障害者扶養保険事業	B	B	B	A	B		
(6) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET事業)	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(7) 年金担保貸付事業	A×2	S×1 A×1	A×2	A×2	A×2		
(8) 労災年金担保貸付事業	A×2	S×1 B×1	A×2	A×2	A×2		
(9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務							
(10) 承継教育資金貸付けあっせん業務			A	A	A		
<b>3.業務の質の向上に関する事項</b>							
(1) 福祉医療貸付事業						A×2 B×1	
(2) 福祉医療経営指導事業						A	
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業						A×2	
(4) 退職手当共済事業						S	
(5) 心身障害者扶養保険事業						B	

(6) 福祉保健医療情報サービス事業 (WAN NET事業)						B
(7) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業						A
(8) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあわせん業務						A
<b>4.財務内容の改善</b>						
(1) 運営費交付金以外の収入の確保						
(2) 貸付原資についての自己資金調達 の拡大	A	A	A	A	A	
(3) 貸付事業におけるリスク管理の徹底						
<b>4.財務内容の改善</b>						
(1) 運営費交付金以外の収入の確保						
(2) 自己資金調達による貸付原資の確保						A
(3) 資産の有効活用						
<b>5.その他業務運営</b>						
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	A	A

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては適正に業務を実施したと評価できる一方、個別にみるとさらに目標達成に向けて努力するべきものがあるため、今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努め、これまでの成果を踏まえつつ、時代の状況に的確に対応して業務を展開していくことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
退職手当共済事業	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求書の受付から給付までの平均処理期間は、44.8日となり、中期計画75日以内を大幅に短縮した。(対前年度比で16.9日の短縮)これは、① 様式の簡略化(エラー防止のために金融機関番号・店番号の記入省略)② 事務処理の改善(電算処理前の届出内容のチェック強化、処理目標の設定等による計画的処理及びこれまでの事務処理改善の効果等)③ 支給財源の確保(資金不足による支給遅延の解消)④ 実務研修会での積極的指導(適正な事務処理の徹底)などによるものである。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間については、各種様式の簡略化、事務処理の改善、支給財源の確保、実務研修会での積極的な指導などに取組んだ結果、44.8日となり、中期計画の目標値75日を大幅に上回る実績をあげ、前年度の平均処理期間と比較しても16.9日の短縮を実現している。</li> <li>電子届出システムの導入効果により、利用者の事務負担の大幅な軽減、福祉医療機構における事務の効率化の実現、退職手当金の給付までの日数の大幅短縮とプラスの相乗効果が見られ、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
心身障害者扶養保険事業	3(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。また、各資産ごとに、各資産のベンチマークの相対リスクの推移等を運用コンサルティング会社を活用し、把握・分析を行い、リスク管理を行った。</li> <li>運用受託機関及び資産管理機関に対し運用及び資産管理に関するガイドラインを示し、月次報告及び定期ミーティング等の機会に機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、問題のないことを確認した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>繰越欠損金の解消については外的要因によるところが大きいですが、当委員会としては、福祉医療機構においても繰越欠損金の解消について、さらなる努力をするよう求める。今後とも、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施していくことが望ましい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:遠藤 浩)
目的	重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること。
主要業務	1 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。2 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。3 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。4 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。5 上記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nozomi.go.jp/">http://www.nozomi.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iry008.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iry008.html</a>
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さないため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 C×1	A×2 B×1	A×1 B×2	
(2) 効率的な施設・設備の利用	B	B	A	B	B	B	
(3) 合理化の推進	B	A	A	A	A	B	
<b>2.国民に対して提供するサービスのその他の業務の質の向上</b>							
(1) 自立支援のための取組み	A	A	A	A	A	S×3 A×1	
(2) 調査・研究	A×1 B×2	B×3	A×2 B×1	A×1 B×2	B×3	A×1 B×1	
(3) 養成・研修	B	A	A	B	B	A	
(4) 援助・助言	B	B	A	A	B	B	
(5) その他の業務	B	B	A	B	B	B	
(6) サービス提供に対する第三者評価の実施及び評価結果の公表	C	A	A	B	B	B	
(7) 業務の電子化	B	B	A	B	B	-	
<b>3.財務内容の改善</b>							
(1) 自己収入比率	B	B	A	B	B	B	
(2) 経費節減を見込んだ予算							
<b>4.その他業務運営</b>							
(1) 人員の適正配置	A	A	A	A	A	A	
(2) 人事評価システム							
(3) 施設整備、改修		B	A	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成20年度の業務実績については、全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、第2期中期目標期間の初年度として成果を上げたものと評価する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
自立支援のための取組み(施設利用者の地域移行のスピードアップ)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者の地域移行のスピードアップ <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度において過去最大の24人が地域移行のために退所。</li> <li>これにより平成20年度末の施設利用者数は395人と独立行政法人移行時499人(15年10月)と比較して2割減。</li> </ul> </li> <li>難易度の高い者の地域移行 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度に地域移行した者のうち3/4が障害程度区分4以上であり、障害程度区分の高い者の割合が増加。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度においては、昨年度の実績19名を更新し、過去最大となる24名の施設利用者が出身地等のケアホーム等での生活に移行すべく、のぞみの園を退所している。併せて、地域移行の新規同意者についても29名となり、過去最大値を達成している。このような成果を上げるため、施設利用者及び保護者・家族等への懇切なる説明、施設利用者への地域生活体験事業の実施、出身地等の関係自治体、受入先施設・事業所等への協力要請等を時間をかけて粘り強く行ったものと認められ、こうした努力の結果、確実に数字として積み上げてきたことを高く評価する。</li> </ul>

<p>自立支援のための取組み(本人及び保護者の同意を得るための取組)</p>	<p>2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人及び保護者の同意を得るための取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 保護者会総会や各寮毎に行われる保護者懇談会及び保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行の取組の状況等の説明を実施。少しでも地域移行に関心を示した家族に対しては、出身地等の地域移行先の社会資源を紹介し、周辺の福祉環境が大きく改善されていることの理解を求めた。</li> <li>▶ 平成20年度においては、29人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができ、20年度の目標値を達成(19年度までに同意を得て調整していた22人と合わせて51人から同意)。</li> <li>▶ 地域生活への移行が円滑に行えるよう、施設利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける宿泊体験を実施。第1段階として、設備・職員体制の整った地域生活体験ホームにおいて短期間又は中期間の宿泊体験を実施。第2、第3段階としてできる限り地域生活に近い環境の中で地域生活体験が可能となるよう、施設内及び施設外の地域生活体験ホームを長期間利用する方法により実施。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成20年度においては、保護者・家族等の高齢化や意識の変化等を考慮し、個々のニーズに応じた一層のきめ細かな対応を図るため、保護者・家族等への地域移行の説明として、全体説明から個別面談重視に切替えるとともに、地域移行の具体的なイメージを抱くことができるよう、地域移行した者の生活の様子を画像で紹介するDVDを新たに製作している。併せて、施設利用者に対しては、個々の状況に応じて効果的な宿泊体験、地域生活体験等を段階的に提供するなど、施設利用者及び保護者・家族等に対し、より短期間で成果を上げることができる取組を工夫しながら実践している点を高く評価する。なお、今後の地域移行については、施設利用者の重度・高齢化等により年々条件が厳しくなるものと考えられるが、平成20年度における取組をさらに推進し、施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に沿った地域移行を実現できるように、さらに粘り強くきめ細かな対応に努めるとともに、地域移行に同意又は理解が得られない保護者・家族等に対する取組を一層強化することにより、地域移行の同意等の拡大にも重点を置いて取り組むことを希望する。</li> </ul>
<p>自立支援のための取組み(行動障害等を有する)</p>	<p>2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域移行モデルの作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 現在までの地域移行の成果の蓄積を踏まえ、地域移行者の状態像の分析を行い、今後、地域移行に向けた指標作りをするとともに、他施設の地域移行のプロセスを把握し、地域移行に向けた支援方法の3類型(①本人、②保護者、③移行先行政、事務所)を作成。これらの成果について、法人内研究「重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究」として取りまとめ。</li> <li>▶ 第2期中期目標期間に入り、これまでの地域移行の取組全般を体系的に整理するとともに、特徴的な地域移行の事例を分析し、経過と留意点等を取りまとめた報告書「地域移行の軌跡」を作成、配布</li> </ul> </li> <li>● 新規受入の再開 <p>平成20年度の計画に基づき、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者(罪を犯した知的障害者)2人の受入れを開始。社会生活への適応と速やかな地域生活への移行を図るため、計画的に施設入所支援、就労移行支援を提供。</p> </li> <li>● 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対するモデル的支援の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新たな事業に取り組むに当たり「社会生活支援センター準備室」を設置。11人の職員を配置(兼務)</li> <li>▶ 矯正施設から受け入れるため本人に対する面接・調査を実施。入所審査会等の手続を経て入所を決定。並行して矯正施設、保護観察所、援護の実施者(市町村)による合同支援会議を開催。個別支援計画を作成。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立支援のための取組として、新たに「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業」を平成20年度から実施している。対象者の受入準備を進めるため、平成20年4月にこの事業を円滑に進めるためのプロジェクトチームを新設し、①矯正施設、保護観察所等の法務関係機関との緊密な連携を図り、対象者の選定と一定のルール下における個人情報収集、②法務関係機関、出身地等の関係自治体と合同で協議を重ね、対象者の個々の支援計画を策定するとともに、これに並行して、ア.法務関係機関の視察や研修等を行うことによる支援スタッフの養成、イ.早期に地域生活移行を目指すための具体的な支援方法の検討と福祉サービスの受給手続きの支援等を行うなど、事業実施に向けて計画的かつ効率的にその準備に取り組んだものと認められる。平成20年度は、この事業の対象者合計で2名を受け入れ、早期の地域生活移行を目指して、生活支援、就労支援等の効果的な支援を提供したが、この事業を実施するまでの準備内容や具体的な支援の状況を報告書として取りまとめるとともに、全国の福祉・法務関係者を対象にセミナーを開催し、この事業の必要性に関する周知と地域定着支援の実践の参考となるよう、その課題等について積極的に情報発信に努めており、準備期間を除くと約半年という短い時間の中で、初年度として一定の成果を上げたことを高く評価する。今後とも事業を継続し実践する中で、地域生活へ移行するための効果的な支援方法を検証するなど、事業対象者に対するモデル的な支援の確立に向けて引き続き取組を進めることを希望する。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

● 該当なし

法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:稲上 毅)
目的	内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。2 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。3 上記調査及び研究業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。4 上記1から3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。6 上記1から5に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: <a href="http://www.jil.go.jp/">http://www.jil.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou08.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou08.html</a>
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	A	B	A	
(1) 労働政策研究	/	/	/	/	A×4 B×1	A×4 B×1	
(2) 労働政策についての総合的な調査研究	A×5	A×5	A×5	A×5	/	/	
(3) 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	
(4) 研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣	A	A	B	B	B	B	
(5) 労働政策研究等の成果の普及・政策提言	/	/	/	/	A×2	A×2	
(6) 調査研究結果等の成果の普及・政策提言	A×4 B×1	A×5	A×5	A×5	/	/	
(7) 労働行政担当職員その他の関係者に対する研修	/	/	/	/	A	A	
(8) 労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修	B	A	A	A	/	/	
(9) その他の事業	B	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画							
4.短期借入金の限度額	B	A	B	B			
5.剰余金の使途					B	B	
6.その他業務運営に関する重要事項	/	/	/	/			
6.人事に関する計画	A	A	B	A	/	/	
7.人事に関する計画	/	/	/	/	B	A	
7.施設・設備に関する計画	B	B	B	B	/	/	
8.施設・設備に関する計画	/	/	/	/	B	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成20年度の業務実績については、個別項目に関する評価結果に見られるように、中期目標・中期計画に沿った取組が行われ、中期計画に掲げられた目標値の達成、利用者からの高い有益度及び満足度が確保されていることから、引き続き適正な業務運営が行われていると評価できる。今後も、機構に課せられた使命を高いレベルで効率的に達成していくため、それぞれの業務のバランスを考慮しながら重点化を進め、業務間の連携を密にして業務運営を行っていくことが望ましい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
労働政策研究	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各研究テーマについて、理事長をトップに研究計画ヒアリングを行い、趣旨・目的、最終成果物、スケジュール等につき、明確な目標を掲げた研究計画を策定した。年度途中においては、研究員に対するヒアリングを2回(10月、3月)実施し、適宜、研究計画の見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト研究及び課題研究の研究成果は、厚生労働省の審議会等にとどまらず、他府省の審議会等、白書及び専門図書においても多くの利用(引用された研究成果は540件)がなされる等、労働政策の企画立案等に質・量の両面で寄与しており、中期計画</li> </ul>

		<p>直しを行うなど、調査研究活動を計画的に推進した。このような取組の結果、20年度は、27件の研究テーマが計画され、ほぼ研究計画どおりに実施し、研究成果をとりまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究成果は各般の政策の企画立案に活用されている。労働経済白書等、専門図書への引用件数は540件となり、前年度(521件)を上回り、過去最高となった。研究員の審議会等への参画や議員・行政への情報提供についても88件と、前年度(78件)を上回る過去最高の件数となり、政策の企画立案、政策議論の活性化に貢献した。</li> </ul>	<p>を上回っていると評価できる。こうしたことは、これらの研究成果が行政や国民各層のニーズに対応し、かつ、政策立案に真につながるようなタイムリーなテーマを扱っていることや、その質の高さの証左とも言える。</p>
<p>労働行政担当職員その他の関係者に対する研修</p>	<p>2(7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省研修実施要綱及び地方労働行政職員研修計画等に基づき、研修コースの新設(2コース、延べ3回)等の見直しを行うなど厚生労働省の要望に対応した研修実施計画を作成し、研修生からのアンケート結果の分析も踏まえ、研修を効果的かつ効率的に実施した。また、基礎的、一般的な知識やスキルの習得に係る科目については、民間活用を図ることとし、新任労働基準監督官研修及び労働行政職員基礎研修における「処遇とコミュニケーション」については企画競争による研修委託等を行った。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究部門が新たに開発したツールを研修に導入すると共に、平成19年度を上回る92名(延べ)の研究員を講師として派遣する等、研究部門と研修部門の一層の連携がなされた結果、研修生を対象としたアンケートにおいて「有意義」との回答が中期計画の「85%以上」を上回る「96.7%」に上っており、中期計画を上回っていると評価できる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人雇用・能力開発機構(平成16年3月1日設立)〈非特定〉 (理事長:丸山 誠)
目的	労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 公共職業訓練を実施する公共職業能力開発施設の設置・運営。2 企業の雇用管理改善に関する相談・講習・研修、助成金の支給。3 勤労者の計画的な財産形成促進のための勤労者財産形成融資。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: <a href="http://www.ehdo.go.jp/">http://www.ehdo.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou08.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou08.html</a>
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16 年度	H17 年度	H18 年度	第1期中期 目標期間	H19 年度	H20 年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>							
(1) 組織体制、経費削減	A	A	A	A			
(2) 助成金等の支給	B	B	B	B			
(3) 職業能力開発業務	B	B	B	B			
<b>1.業務の改善に関する事項</b>							
(1) 雇用開発業務について					A×1 B×1	A×2	
(2) 職業能力開発業務について					A×4 B×5	S×1 A×6 B×2	
(3) 勤労者財産形成促進業務について					B	B	
(4) 助成金の支給、融資等の業務							
(5) 上記に個別に掲げる業務以外の業務					A	B	
<b>2.国民に対して提供するサービスの質の向上</b>							
(1) 業績評価の実施及び公表による業務内容の充実	B	B	B	B			
(2) 雇用開発業務(相談、講習等)	B	A	A	A			
(3) 雇用開発業務関係助成金等	B	B	B	B			
(4) 連携及び人材ニーズ把握	B	B	B	B			
(5) 在職者訓練	A	A	A	A			
(6) 離職者訓練	B	A	A	A			
(7) 学卒者訓練	A	A	A	A			
(8) 新分野展開・指導員育成	B	B	B	B			
(9) 若年者対策、キャリア・コンサルティング	B	A	A	A			
(10) 調査・研究	B	B	B	B			
(11) 職業能力開発関係助成金等	B	B	B	B			
(12) 財形業務	B	B	B	B			
(13) 情報提供、福祉施設の譲渡等の業務、特例業務	B	B	B	B			
<b>2.組織・業務実施体制等の改善に関する事項</b>							
(1) 組織人員体制について					B	B	
(2) 業績評価の実施による業務内容の充実について					B	B	
(3) 経費削減等について							
(4) 情報提供について					A	A	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>							
(1) 予算、収支計画、資金計画、短期借入金、剰余金	B	B	B	B			
<b>3.財務内容の改善に関する事項</b>							
(1) 財形融資の債権管理							
(2) 雇用促進融資の債権管理、雇用促進住宅の譲渡・廃止					B	A	
<b>4.その他業務運営に関する重要事項</b>							

(1) 人事、施設・設備	B	B	B	B		
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項						
(1) 人員に関する事項						
(2) 施設・設備に関する事項					A	A
(3) 積立金の処分に関する事項						

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- ・ 全般として適切に業務を実施してきたと評価できる。今後は、特に以下の点に留意する必要がある。
  - ① 助成金等の平均処理期間の短縮について、一層の努力が望まれること。
  - ② ラスパイレス指数の改善や随意契約の割合の縮減等業務運営の効率化について、一層の取組を進める必要があること。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
雇用開発業務について(助成金の支給、貸付等の業務について)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明会終了時のアンケート調査において、86.6%の者から説明内容が「大変理解できた」「理解できた」旨の評価を得た。</li> <li>・ 支給要件に合致しているかの確認のため可能な限り直接事業所訪問を行い、疑義のあるものについては、すべて直接事業所を訪問し確認した。</li> <li>・ 雇用保険二事業助成金に係る支給要件の確認にあたって、都道府県労働局に雇用保険関係データの照会(OCR照会)を行い、不正受給防止を行った。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用開発業務(助成金の支給、貸付等の業務)については、説明会参加者の86.6%の者から説明内容が理解できた旨の評価を得るなど、制度の周知・広報に努めるとともに、不正受給防止対策に積極的に取り組んでおり、全体としては、中期目標を上回ったと言える。</li> </ul>
職業能力開発業務について(在職者を対象とする職業訓練について)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受講者に対するアンケート調査において98.3%の者から職業能力の向上に「大変役に立った」「役に立った」との評価を得た。</li> <li>・ 受講者を派遣した事業主を対象とするアンケート調査において、97.7%の事業主から受講者が学んできた内容が事業所で役立っている「大変役に立っている」「役に立っている」との評価を得た。</li> <li>・ 在職者訓練の品質保証を図るため、受講者アンケート等のデータに基づき、訓練コースの評価・改善をするための仕組みを構築し、平成21年度から取り組むこととした。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在職者訓練については、受講者の98.3%から職業能力の向上に役立ったとの評価を得るとともに、事業主の97.7%から受講者が学んできた内容が事業所で役立っているとの目標を大きく上回る評価を得たほか、「訓練カルテ方式」の構築などの成果を上げ、全体としては、中期計画を大幅に上回っていると言える。</li> </ul>
勤労者財産形成促進業務について	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財形業務の周知、利用者の利便や申請内容の適正化等を図るため、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現で、見直しを行った上で、ホームページ、パンフレット、リーフレット、申込みに係る手引等を作成するなど、制度の周知・広報を実施した。</li> <li>・ 基準金融機関の短期プライムレート及び5年利付国債の入札結果をもとに設定した貸付金利を確定するため、住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行い、融資を行った。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤労者財産形成促進業務については、計画に沿って制度の周知・広報に努めるとともに、適正な貸付金利の設定を行う等の取組を着実に実施しており、全体としては、中期目標をおおむね達成したと言える。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:伊藤 庄平)
目的	療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 療養施設の設置及び運営を行うこと。2 健康診断施設の設置及び運営を行うこと。3 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: <a href="http://www.rofuku.go.jp/">http://www.rofuku.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou08.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou08.html</a>

中期目標期間 5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-			-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>							
(1) 機構の組織・運営体制の見直し	A	A	A	A	A	A	
(2) 一般管理費、事業費等の効率化	A	A	S	A	-	A	
(3) 労災病院の再編による効率化							
(4) 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止							
<b>2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上</b>							
(1) 業績評価の実施、事業実績の公表等	B	A	A	A	A	A	
(2) 療養施設の運営業務	A×4 B×2	S×1 A×5	S×2 A×4	S×2 A×4	S×1 A×4 B×1	A×6	
(3) 健康診断施設の運営業務	A	A	B	A	A	A	
(4) 産業保険関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(5) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務	B	A	A	B	B	B	
(6) 未払賃金の立替払業務	A	A	A	A	B	A	
(7) リハビリテーション施設の運営業務	B	A	A	A	A	A	
(8) 納骨堂の運営業務	B	A	B	A	B	B	
<b>3. 予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	B	B	B	
<b>4.短期借入金の限度額</b>							
<b>5.重要な財産の譲渡等</b>	B	B	B	B	B	B	
<b>6.剰余金の使途</b>							
<b>7.その他業務運営に関する事項</b>							
(1) 人事に関する計画	B	A	A	A	B	B	
(2) 施設・設備に関する計画							

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度の業務実績については、機構の設立目的に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 労災病院事業については、労災病院グループが勤労者医療の中核的な役割を果たす医療機関であるとともに、地域の中核的医療機関であることから、蓄積された研究成果の普及を図りつつ、地域の実情及びニーズを踏まえた地域医療連携をより一層強化することにより、特色のある医療の提供を行い、事業を進めることが必要である。</li> <li>② 労災病院の財務内容については、着実に損益の改善が図られたところであるが、世界的な金融危機に伴う厚生年金基金資産減少により当期損益の改善が小幅に止まったところであり、内部予算管理をよりいっそう徹底しつつ、財務内容の分析及び収支改善に向けた具体的な収入確保・支出改善策を提示するなど、これまで以上の改善と工夫を行うことが必要である。</li> </ul> </li> </ul>

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
療養施設の運営業務(労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>労災疾病等13分野研究成果の学会発表については、国外で28、国内で223の学会発表を行い、中期目標期間中に30件以上という目標発表数を大幅に上回る実績を上げることができた。</li> <li>労災疾病等13分野のデータベース(ホームペ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アスベストやメンタルヘルスなどの労災疾病等13分野全てにおいて取りまとめられた研究成果を国内外の学会発表、論文、講演会及び冊子・出版物等において積極的に普及を図り、国内外において高い評価を得た。また、インターネットアクセス件数においても、</li> </ul>

		<p>ージ)へのアクセス件数は216,117件となり、今年度の目標値(10万件以上)を大きく上回った。</p> <p>など</p>	<p>平成20年度は20万件を超え、今年度の目標を大幅に上回った。とりわけ、アスベスト問題については、この問題におけるわが国の指導的役割を果たしたといえる。</p>
療養施設の運營業務(勤労者医療の地域支援の推進)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労災指定医療機関等との連携強化、モデル医療の普及、高度医療機器を用いた受託検査の業務を積極的に推進することにより、患者紹介率53.1%、モデル医療の普及のための症例検討会・講習会の参加人数20,404人、高度医療機器を用いた受託検査29,713件の実績を上げた。</li> <li>・ 勤労者医療の地域支援の積極的な推進を図ったことから、地域医療支援病院3施設(合計12施設)、地域がん診療連携拠点病院1施設(合計11施設)の承認を得ることができた。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者紹介率や症例検討会・講習会の参加人数及び受託検査数について中期計画を上回る実績をあげるとともに、時間外・休日受付、FAX・メール受付などにより利用者の評価向上などに取り組んだ結果、新たに3施設の地域医療支援病院、1施設のがん診療連携拠点病院の承認を得るなど、引き続き、地域における勤労者医療の中核病院としての評価を高めたといえる。</li> </ul>
療養施設の運營業務(一般診療を基盤とした労災病院に関する高度・専門的医療の提供)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るため、労災病院において分野ごとの臨床評価指標について、集積した基礎データを各労災病院にフィードバックするとともに、基礎データと自院データとの比較により医療の質に関する自己評価を行うなどの取組を行った。</li> <li>・ 病院機能評価については、すべての労災病院で500以上の評価項目すべてをクリアすることを目標として問題点の改善に取り組み、本年度に受審した7病院を含め、受審率93.8%(30病院)、認定率93.8%と全国病院の状況(認定率28.8%)を大きく上回っている。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師や看護師の研修・体制を強化充実させるとともに、外部評価機関による病院機能評価について全国の認定率を大幅に上回り、患者満足度も中期目標を達成した。クリニカルパスの適用、推進・見直し、平均在院日数の短縮、DPC導入に向けた取組を進め、看護体制も充実し、チーム医療による高度な医療の提供を通じて、医療の標準化を図るとともに、「医療安全チェックシート」等の活用、医療事故等に関するデータの公表も行うなど、医療安全の取組も強化しているといえる。</li> </ul>
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成20年度までに収支相償を目指すという中期目標・中期計画・年度計画を確実に達成するため、労災病院が取り組むべき事項、方向性を示した「平成20年度機構運営方針(労災病院編)」を策定・指示するとともに、それを踏まえて様々な取組を行った。平成20年度は、あらかじめ病院長との個別協議を重ね、より効率的な医療の提供を呼びかけるとともに、機器整備等の投資的経費についても計画的な抑制を図るなど、収支相償に向けた取組を強化した。その結果、各病院の収支面においては平成19年度に比べ大幅な改善を見た。しかしながら、損益においては、平成19年度に発生したサブプライムローン等の影響による厚生年金基金資産の運用利回りの悪化に伴う年金資産の減少相当額を、会計基準にのっとり退職給付費用として計上(合計170億円のうち平成20年度計上分が24億円)したことに加えて、平成20年度においても金融危機の影響により厚生年金基金資産の運用利回りの悪化が加速したことから更に12億円を計上し、合計36億円の退職給付費用を年金資産減少分に見合う費用として計上した。</li> </ul> <p>このため、平成20年度の当期損益は、平成19年度の△47億円に比べて△43億円と、4億円の改善に止まらざるを得なかったが、これら平成19年度以降に発生した年金資産の減少分に見合う費用計上を除いた医業活動に限ってみれば7億円の欠損まで改善しており、収支相償に向けた医業活動上の努力は着実に成果を上げつつある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療連携強化、上位施設基準の取得等、継続的努力が蓄積され、収支状況は改善したが、経済金融環境の悪化に伴う厚生年金基金資産減少による外的要因により、当期損益の改善幅は前年度より4億円と小幅に止まり、△43億円の当期損益となったが、これら外的要因を除いた医業活動に限ると△7億円の当期損益まで改善したことを重視し、着実な成果を上げているものと認められ、中期目標は概ね達成したといえる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人国立病院機構(平成16年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:矢崎 義雄)
目的	医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 医療を提供すること。2 医療に関する調査及び研究を行うこと。3 医療に関する技術者の研修を行うこと。4 1～3に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	国立病院部会(部会長:猿田 享男)
ホームページ	法人: <a href="http://www.hosp.go.jp/">http://www.hosp.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/kokuritsu08.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/kokuritsu08.html</a>
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 診療事業	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
(2) 臨床研究事業	A	S	S	S	S	S	
(3) 教育研修事業	A	A	A	A	A	A	
(4) 災害等における活動	S	A	A	A	A	A	
2.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の見直しや効率化による収支改善	A×4	A×4	S×1 A×3	S×1 A×3	S×2 A×2	S×1 A×3	
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 経営の改善	S	S	S	S	S	S	
(2) 固定負債割合の改善							
4.短期借入金の限度額	A	S	S	S	S	S	
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 医療機器・施設設備に関する事項	A						
(3) 再編成業務の実施	A						
(4) 機構が承継する債務の償還	A						

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 中期目標の最終年度に当たる平成20年度の業務実績については、全体として国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したと評価できるものである。
- 今後とも医療政策における国立病院機構の役割等も踏まえ、全国145病院のネットワークを活用し、積極的に我が国における医療の向上に貢献してゆく姿勢を期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
診療事業	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• クリティカルパスを積極的に活用し治療方針、治療経過等について分かりやすい説明に努めた。 【クリティカルパスの実施件数】 19' 226,845件→20' 243,729件 (15年度97,389件)</li> <li>• 全ての病院において医療相談窓口を設置し、患者が相談しやすい環境を整備。プライバシーの保護にも考慮し、窓口の個室化を推進することにより126病院が個室化。</li> <li>• また、診察中の心理的、経済的諸問題などについて、相談に応じ解決への支援を行う医療ソーシャルワーカー(MSW)を配置しており、平成20年度においては、MSWを37名増員することにより、患者の立場に立った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 患者満足度調査においては「分かりやすい説明」など主要な項目で着実な改善、向上が図られており評価する。また、インフォームド・コンセント推進としてMSW(医療ソーシャルワーカー)の増員やクリティカルパスの積極的活用を評価する。</li> <li>• 医療相談窓口の個室化、点滴ボトルシール等の利用による患者へのプライバシーの配慮や倫理委員会、治験審査委員会の設置など様々な取組を評価する。一方、救急患者及び小児救急患者の受入数については、目標値を達成することができなかったものの、より重篤な患者受け入れにシフトするなど、国立病院機構に期待されている役割は果たしていることは評価できる。</li> </ul>

		<p>よりきめ細やかな対応を行える相談体制の更なる充実を図った。</p> <p>【MSWの配置状況】 19' 109病院192名→20' 113病院229名 (16年度55病院71名)</p> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリティカルパスについて作成数、実施件数ともに着実に増加しており目標値を大幅に上回った。また、地域連携に積極的に取り組んでおり、紹介率・逆紹介率の向上、地域医療支援病院の増加や高額医療機器の共同利用数が増加した。さらには、心神喪失者等医療観察法に基づく整備等の政策医療も適切に実施している。以上の実績および取組について高く評価する。</li> </ul>
臨床研究事業	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度においては、平成16年度及び平成17年度に開始した9課題の患者登録が終了し一部課題については成果の発表を行った。平成18年度課題の6課題においては、一部課題において患者登録が終了し、平成19年度課題の3課題においては順調に患者登録が進捗している。また、平成20年度課題として2課題の研究を選定した。</li> <li>高度先端医療技術の開発等を推進するために、国立病院機構で実施された職務発明について、権利化を進めており、新たに9件の特許が公開特許公報に掲載された上、平成20年度においては、22件の発明が届けられ、30件の特許等出願を行った。(19年度：15件の発明届出 13件の特許等出願)</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EBM(根拠に基づく医療)推進のためのエビデンスづくりとして、国立病院機構のネットワークを活用した大規模臨床研究が順調に進展している。また、治験においてはCRC(治験コーディネーター)の増員による治験実施体制の整備や中期目標に掲げる治験総実施症例数の目標値を達成した。その他、高度先端医療技術の開発等については特許出願件数も増加している。以上の実績および取組について高く評価する。</li> </ul>
業務運営の見直しや効率化による収支改善(医療機器・施設整備に関する計画)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額医療機器の共同利用数は、平成15年度に比して108.6%と大幅に増えており(59,004件)、中期計画の目標値(40%)を大幅に上回った。</li> <li>平成20年度においては、医療機器整備・施設整備について、自己資金や契約価格の合理化により、外部からの新たな借入れをせず、必要な整備量を確保した。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機器の効率的利用・稼働数向上のための取組努力で稼働総数・共同利用数が目標値を大幅に上回った。また、医療機器整備・施設整備について、新たな借入は行わず、自己資金の積極的活用等で必要な整備量を確保している。以上の実績および取組について高く評価する。</li> </ul>
経営の改善	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>経常費用が対前年度14億円の減になる一方で、医業収益は前年度と比べ97億の増となったことにより経常収支39,238百万円、経常収支率105.1%の黒字となり、平成16年度の経常収支196百万円、平成17年度の経常収支3,564百万円、平成18年度の経常収支12,407百万円、平成19年度の経常収支28,923百万円の黒字に対し、5期連続で黒字となり、大幅に経営改善された。</li> <li>また、平成16年度決算において76病院あった赤字病院(再編施設を除く)については、41病院(△35)に減少し、赤字額についても258億円から112億円(△146億円)となり大幅に改善された。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5期連続経常収支黒字、さらには通期における経常収支率は102.2%となっており目標達成を高く評価する。</li> </ul>
固定負債割合の改善	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部資金の活用や建築コストの合理化などにより、中期目標を上回る整備を確保しつつ、長期借入金残高については、対前年度8.2%、530億円の減少(平成19年度は6.1%、424億円減)となった。また、平成20年度においては、中期目標の10%削減を遥かに上回る21.5%削減となった。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定負債割合の改善は、中期計画の目標を大幅に上回る実績をあげており高く評価する。また、繰上償還による将来の債務負担軽減に資する取組について評価する。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:近藤 達也)
目的	医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全性について治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行い、国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 健康被害救済業務(①医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による疾病や障害等の健康被害を受けた方に対する医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うこと。②スモン患者への健康管理手当等の給付、HIV感染者、発症者への受託給付、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給等を行うこと。)2 審査関連業務(①薬事法に基づく医薬品や医療機器などの承認審査を行うこと。②治験などに関する指導および助言を行うこと。③承認申請や再審査・再評価の確認申請の添付資料についてのGCP、GLP等の基準への適合性の調査を行うこと。④GMP/QMS調査による製造設備、工程、品質管理の調査を行うこと。⑤薬事法に基づく再審査・再評価の確認を行うこと。)3 安全対策業務(① 医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・解析および情報の収集・解析及び情報提供を行うこと。②消費者などからの医薬品及び医療機器についての相談を行うこと。③医薬品や医療機器などの安全性向上のための製造業者等への指導および助言を行うこと。④医薬品や医療機器などの基準作成に関する調査を行うこと。)
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: <a href="http://www.pmda.go.jp/">http://www.pmda.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo08.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo08.html</a>
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第一期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-		1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成17年4月に研究開発振興業務を(独)医薬基盤研究所に移管している。紙面の都合上、移管後の両法人の評価項目は記載せず、移管前の評価結果のみを記載している。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評価を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 効率的かつ機動的な業務運営	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等	A×2	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	
(3) 国民に対するサービスの向上	A	A	B	A	A	A	
2.部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 健康被害救済給付業務	A×3 C×1	A×3 B×1	S×1 A×3	A×4	A×5	A×5	
(2) 審査等業務及び安全対策業務	A×7 B×1 C×1	A×8 B×1	A×8 B×1	A×7 B×2	A×9 B×1	A×7 B×2	
(3) 研究開発振興業務	A×3 B×1						
3.財務内容の改善							
(1) 経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成、当該予算による運営	A	B	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事に関する事項							
(2) セキュリティーの確保	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 中期目標の最終年度に当たる平成20年度の業務実績については、全体として総合機構の設立目的に資するものであり、一定の評価をすることができる。今後とも、審査、安全対策及び救済給付の3つの業務が一体となって円滑に進むことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
健康被害救済給付業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>副作用救済給付システム及び感染救済給付システムについて、事務の効率化を図るために機能の改修を行い、タイムクロック管理や統計検索機能等の強化を図った。また、原因薬や副作用疾病名等に関する情報について、蓄積されたデータを様々な角度から分析し、統計的な解析により副作用発症の傾向や相関関係を探ることができる「救</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「救済給付における事務処理期間を8ヶ月とし、中期目標終了時まで、その達成率を全請求件数の60%以上とする」目標を上回る74.3%を達成している。また、件数の増加にもかかわらず、処理の迅速化の努力がなされていることから目標を上回ったと評価する。</li> </ul>

		<p>「供給付データベース統合・解析システム」の第2次開発を平成21年3月に終了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>判定業務を支援するための外部専門家による専門家協議を引き続き実施し、効果的な活用を図った。</li> <li>平成17年度の組織体制の強化とともに、引き続き精力的に事務処理を行った結果として、支給・不支給を決定する件数のうち、標準的事務処理期間内に決定した件数の割合である達成率は中期計画で設定した60%を大幅に上回る74.3%となった。</li> </ul> <p>など</p>	
審査等業務及び安全対策業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度における平成16年4月以降申請分に係る12か月の目標達成状況は70% (77件中54件)であり、その達成率は19年度より10%上昇させたものの、第1期中期計画の最終目標である達成率80%には今一歩届かなかった。なお、承認された77件のうち24件が優先審査品目であった。</li> <li>優先審査については、平成20年度における平成16年4月以降申請分に係る6か月の目標達成率は33% (24件中8件)であり、中期計画の最終目標である達成率50%を下回るにいたった。この原因としては、優先審査の増加により、処理に時間を要したことなどが挙げられる。</li> <li>平成21年度までの3年間で236名の増員を行なうこととしているところ、平成20年度においては年4回の募集を定例化することにより、応募者数約910人となり、採用内定者数98人(採用者44人を含む)を確保した。また、応募者数の拡大に向け、業務説明会の開催、役職員による大学・病院への直接訪問、学会の機会を利用した働きかけの強化、採用パンフレット・ホームページ採用サイトの改定、就職情報サイトへの募集情報の掲載、学会誌等への募集広告の掲載等を実施した。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新医薬品の審査承認事務処理期間12ヶ月の達成目標80%に対して達成率は70%、優先審査品目の審査事務処理期間6か月の達成率50%に対して達成率33%と数値目標については下まわったが、評価の視点の体制整備の各細目については、すべて達成されていることを踏まえれば概ね計画を達成したと評価する。</li> </ul>

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9) (個別意見)

- 本法人の医薬品の承認審査業務について、第1期中期計画の最終年度である平成20年度には、①新医薬品について、審査事務処理期間12か月を80%について達成する、②厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、審査事務処理期間6か月を50%について達成するとの数値目標が設定されているが、これら目標に対する実績は、それぞれ70%、33%となっており、目標達成に至っていない。本法人の21年度からの第2期中期計画においては、ドラッグ・ラグ(欧米で承認されている医薬品が我が国では未承認であって、国民に提供されない状態)2.5年を23年度に解消するとの目標に向け、より実効的な目標設定として、申請者側期間も含む総審査期間を21年度以降順次短縮していく数値目標(23年度には、1年短縮)が設定されていること、医薬品審査の迅速化のため新医薬品審査人員を3倍増(18年度審査人員112人を21年度までに236人増員)することとされていることなどにかんがみれば、医薬品の審査期間の短縮に係る数値目標の達成状況については、十分な分析の下に評価が行われる必要があるが、貴委員会の評価ではそうした分析を踏まえた上での評価を十分に行っていない。今後の評価に当たっては、各年度の目標の達成度合のみならず、未達成の場合における要因分析と改善策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。
- 本法人の医療機器の承認審査業務について、第1期中期計画の最終年度である平成20年度には、①新医療機器について、審査事務処理期間12か月を90%について達成する、②厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、審査事務処理期間9か月を70%について達成するとの数値目標が設定されているが、これら目標に対する実績は、75%、75%となっており、新医療機器全体の目標については達成に至っていない。本法人の21年度からの第2期中期計画においては、デバイス・ラグ(医療機器におけるドラッグ・ラグと同様の問題)を25年度に解消(承認までの期間を19か月短縮)するとの目標に向け、より実効的な目標設定として、申請者側期間も含む総審査期間を21年度以降順次短縮していく数値目標(25年度には、7か月短縮)が設定されていること、医療機器審査の迅速化のため人員を3倍増(21年度35人を25年度までに69人増員)することとされていることなどにかんがみれば、医療機器の審査期間の短縮に係る数値目標の達成状況については、十分な分析の下に評価が行われる必要があるが、貴委員会の評価ではそうした分析を踏まえた上での評価を十分に行っていない。今後の評価に当たっては、各年度の目標の達成度合のみならず、未達成の場合における要因分析と改善策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所(平成17年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:山西 弘一)
目的	医薬品技術及び医療機器等技術に関し、共通的・普遍的な研究開発、試験研究用生物資源の研究開発、研究開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品及び医療機器等の開発のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 基盤的技術研究(医薬品等の開発に資する共通的技術の開発)。2 生物資源研究(研究に必要な生物資源の供給及び研究開発)。3 研究開発振興(研究の委託、資金の提供、成果の普及)。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nibio.go.jp/index.shtml">http://www.nibio.go.jp/index.shtml</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa08.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa08.html</a>
中期目標期間	5年間(平成17年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>					
<b>1.業務運営の効率化</b>					
(1) 機動的かつ効率的な業務運営	A	A	A	A	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	A	A	A	B	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>					
(1) 全体的事項	A×3	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	
(2) 基盤的技術研究	A×2 B×2	A×3 B×1	S×2 A×2	S×3 A×1	
(3) 生物資源研究	A×3	A×3	A×3	S×1 A×2	
(4) 研究開発振興	A×4	A×3 B×1	A×4	A×1 B×3	
<b>3.財務内容の改善</b>					
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	
<b>4.その他業務運営に関する重要事項</b>					
(1) 人事に関する事項					
(2) セキュリティの確保	B	B	A	B	
(3) 施設及び設備					

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては、研究所の目的である画期的な医薬品等の開発支援に資するものであり、適切に業務を実施したと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化に伴う経費節減等	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度から平成20年度までの4年間における中期目標の削減率に基づいた運営費交付金の一般管理費支出予算累計額7,279百万円に対して支出決算累計額は7,007百万円(対予算比96.3%)であり、事業費についても支出予算累計額9,758百万円に対して支出決算累計額は9,640百万円(対予算比98.8%)となっており、中期目標の目標数値を達成。</li> <li>人件費についても、平成17年度基準額に比べ4.3%(前年度比4%)の削減と人件費削減の取組は着実に進展。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費削減の取組が進展するなど経費の節減に努め、一般管理費・事業費とも平成17年度から平成20年度までの4年間を通して評価すると、予算における計画を上回る実績をあげており、全体としては中期計画を概ね達成していると評価できる。</li> </ul>
生物資源研究	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>医科学研究用霊長類リソースの開発・整備のための研究として、次に掲げる研究など、画期的な成果を上げた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>マーマセットを用いてヒトにおけるC型肝炎と同様の慢性感染及び慢性肝炎モデルの作製に世界で初めて成功した。</li> <li>デング熱モデル動物(マーマセット、タリン)を開発し、既存の霊長類モデルに比べ高</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>霊長類医科学研究分野で、慢性C型肝炎やデング熱のモデル動物の開発に成功したほか、拡張型心筋症モデル動物で早期診断基準を確立、カニクイザルのiPS細胞樹立など、研究面で著しい成果を上げている。また、霊長類の繁殖、育成により高品質のカニクイザルを計画を上回って安定的に供給する実績をあげているなど、わが国唯一の医</li> </ul>

		<p>いウイルス増殖を示すことを世界で初めて明らかにした。</p> <p>➤ 世界に類を見ないヒト病態を忠実に反映する拡張型心筋症モデル動物(カンクザル)を用いて、同症の早期診断基準を確立した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間235頭の育成ザルをワクチン国家検定用、共同利用施設の研究用、所内研究者の研究用等として供給した。(目標150頭)</li> </ul> <p>など</p>	<p>学実験用霊長類センターとしてよく機能しており、中期計画を大幅に上回る成果があったと評価する。</p>
研究開発振興	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規研究プロジェクトの採択に当たり、研究内容を重視した案件の採択をより適正に行えるよう、評価項目及び評価ウェイトの見直しを実施するとともに、募集テーマに応じた評価項目を設定するなど、国民の治療上の要請に即した研究開発の振興による国民保健の向上という中期目標達成に向けて、中期計画における予定を上回る大きな成果を上げた。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会還元の可能性を考慮した医薬品等の開発を行うため、評価項目及び評価ウェイトの見直しや募集テーマに応じた評価項目の設定を行うなど、より適切な評価を行うための工夫がなされ、適切に案件の採択が行われており、こうした点から、中期計画を概ね達成できたものと評価できる。</li> </ul>
予算、収支計画及び資金計画	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>19年度と比べて、厚生労働科学研究費補助金において大型の指定研究費が減額されているため、科学研究費補助金の獲得額は減少しているが、競争的研究資金の獲得件数は増加した。また、民間企業等との共同研究の拡大に努めた結果、共同研究費が増加した。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画に沿って一般管理費、事業費の削減が図られ、また、共同研究費・受託研究費等の獲得金額は伸びており、全体としては中期計画を概ね達成できたものと評価できる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(平成17年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:水島 藤一郎)
目的	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(以下「国民年金法等改正法」という。)第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は国民年金法等改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業(全国健康保険協会が管掌する健康保険に係るものに限る。)の用に供する施設であって厚生労働大臣が定めるもの(以下「年金福祉施設等」と総称する。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。
主要業務	1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。2 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。3 上記に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	年金部会(部会長:山口 修)
ホームページ	法人: <a href="http://www.rfo.go.jp/index.html">http://www.rfo.go.jp/index.html</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin08.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin08.html</a>
中期目標期間	5年間(平成17年10月1日～平成22年9月30日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>					
<b>1. 効果的な業務運営体制の確立</b>					
(1) 効率的な業務運営体制の確立	S	S	S	A	
(2) 業務管理の充実	A	S	S	A	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	S	S	A	
<b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	S	S	
(1) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止	A	S	S	S	
(2) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	S	A	A	A	
(3) 買受需要の把握及び開拓	A	S	A	S	
(4) 情報の提供	A	A	A	A	
<b>3. 財務内容の改善</b>	A	S	S	S	
<b>4. その他業務運営</b>					
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	
(2) 国庫納付金の納付	A	A	A	A	
(3) 外部有識者からなる機関	A	A	A	A	
(4) 機構の保有する個人情報の保護	A	A	A	A	
(5) 厚生年金病院に係る整理合理化計画を踏まえた対応					
(6) 終身利用老人ホームの譲渡					

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 施設整理機構の設立期間が残り1年半である平成20年度の業務実績については、昨年後半のリーマンショック以降、不動産市況が急速に悪化した厳しい状況の中で、施設整理機構の設立目的に沿って、適切に業務を実施しており、独立行政法人設立の意義を十分に果たしていると大いに評価できる。また、施設譲渡の過程で発生する様々なリスクに対する対応を始めとして、施設整理機構の業務運営において、トップマネジメント機能が有効に発揮されており、引き続き指導力を発揮した積極的な取組を大いに期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当機構も実質4年目に入り、平成20年度から本格的に売却を行うこととなった大型会館のほか、当初の中期目標では考慮されていなかった社会保険病院等が10月に新たに出資され、その管理・譲渡業務等の業務量が大幅に増加・複雑化する中、重点課題に対処するため、</li> <li>① 組織の新設 <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険病院等の運営及び管理に関する基本的事項を担当する組織</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに課された社会保険病院等の運営管理に対応するための組織の組み換えを含めて、期間限定で可能な限りの物件譲渡を達成するために効率的な事務運用体制を確立していると評価できる。また、毎朝のミーティングなどについても業務推進上効果が表れている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加する施設譲渡業務に伴い、売却手法の諸問題に適切に対応するための組織</li> <li>② 医療に関する専門知識を有する職員の病院チームへの配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療の専門的知識を有する職員を病院チームに配置するとともに、経営分析部門と施設整備部門を置き、体制の整備を図った。</li> </ul> </li> <li>③ 組織の廃止・統合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホール付大型会館の処理方針策定が概ね終了し、具体的な譲渡ステップに移行したことによる組織の廃止</li> <li>・一括譲渡方式等による売却手法の検討が終了したことによる組織の廃止を行い、効率的な業務運営体制の確立を図り、機構業務の円滑な推進に努めた。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	
<p>年金福祉施設等の譲渡又は廃止</p>	<p>2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度の売却額は521億円(入札実施ベース)であり、計画比+91億円となった。これは機構売却原価に対しては+272億円(2.1倍)、出資価格に対しては+98億円(1.2倍)である。</li> <li>・平成20年度の譲渡施設数は73施設であり、計画比△17施設となった。これは、下期以降の急激な経済環境の悪化による不成立案件の増加と、事業キャッシュフロー拡大のため地方公共団体に対し支援策を要請し、支援策が期待できる施設については20年度譲渡を見送ったことによる。</li> <li>・平成20年度末までに社会保険病院等を除く譲渡対象施設299施設の内237施設(進捗率79%)の譲渡を終え、残りは62施設となった。</li> <li>・譲渡にあたっては一般競争入札により、公正性・透明性に十分意を用いた運営を行っており、現状、機構の運営に関して外部からの指摘等はない。また、譲渡後の施設の利用状況については公序良俗に反する使用等が行われていないか全件チェックを行っており、そのような事例はない。</li> <li>・雇用と公共性への配慮については、機構の基本方針として事業譲渡を原則とし、入札参加者への雇用継続依頼、各地方公共団体への事業継続に向けた支援依頼を直接面談にて行っている。その結果、平成20年度における事業継続率は80%、雇用継続率は77%となった。</li> <li>・平成20年度においては、地方公共団体の支援取り付けによる付加価値の向上に一段と注力することにより施設譲渡を促進した。また、地方公共団体に収用意向のある施設については、法律に定められた手続きに則り収用に応じている。これら地方公共団体の支援により、不動産市況悪化の影響を最小限に留めた施設譲渡を実現している。</li> <li>・社会保険浜松病院については、厚生労働大臣から譲渡対象として選定されたことを受け、地元自治体との協議等、譲渡に向けた準備を開始した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度後半からの厳しい市況の中で、様々な工夫をこらして出資価格を上回る売却を達成できたことは大いに評価できる。施設譲渡数は計画比を下回っているが、自治体からの支援策が期待できる施設の先送りなど、戦略的に対応したものである。雇用継続も事業継続を通じ十分な成果となっており社会的な対応ができています。この業務は現在の本機構の体制でしかできないものであり、大いに評価できる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- ・総人件費改革の取組については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証すべき」旨指摘している。本法人は、平成21年度末までに4%以上の削減を行うこととされており、これに対する取組状況は、法人の給与水準等公表における「総人件費改革の取組状況」とおり、基準値である17年度36人に対して、取組開始から3年経過した20年度の人員数は8.3%増の39人となっており、削減の取組が順調に進捗しているとは言いが、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性についての検証がされていない。このため、今後の評価に当たっては、17年度の基準値36人に対し、21年度末までに4%を削減するとの目標達成に向けた法人の取組について、その妥当性・適切性について厳格に評価すべきである。

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:川瀬 隆弘)
目的	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。
主要業務	1 年金積立金の管理及び運用を行うこと。2 前記1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	年金部会(部会長:山口 修)
ホームページ	法人: <a href="http://www.gpif.go.jp/">http://www.gpif.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin08.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin08.html</a>
中期目標期間	4年間(平成18年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>				
<b>1.業務運営の効率化</b>				
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	
(2) 業務運営能力の向上	A	A	A	
(3) 業務管理の充実	A	A	A	
(4) 事務の効率的な処理	A	A	A	
(5) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	A	
<b>2.業務の質の向上</b>				
(1) 受託者責任の徹底	A×2	A×2	A×2	
(2) 情報公開の徹底	A	A	A	
<b>3.財務内容の改善</b>	A	A	A	
<b>4.その他業務運営に関する重要事項</b>				
(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	A×4	A×4	A×3 B×1	
(2) 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	A×2	A×2	A×2	
(3) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	S×1 A×2	A×2 B×1	A×2 B×1	
(4) その他	A×1 B×1	A×1 B×1	B×2	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運用法人の管理運営体制については、業務運営体制の見直し及び改善の効果が発揮され、業務運営が適切に行われていると評価することができる。また、年金積立金の管理及び運用に関する事項については、市場が不安定な状況の下で適切かつ機動的なリスク管理を行い、全体としては管理運用法人の設立目的に沿って適切に業務を実施したと評価できる。</li> <li>年金積立金の運用については、長期的には年金財政の目標とされている実質的な運用利回りは確保できており、単年度においてもベンチマークとの対比で見ても、概ねベンチマーク並みの収益率を確保できているものの、今後の課題として、新規資金の寄託がなくなることが予想される中で、キャッシュ・アウトやリバランスへの対応といった新たな課題が出てきており、適切な対応が求められている。今後も長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実施されていくことを大いに期待したい。</li> </ul>

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営能力の向上	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人に課せられる制約がある中で、実務経験及び専門性の高い人材の獲得のための採用や管理運用法人の職員に対する専門性向上のための計画的な研修や資格取得の支援を積極的に推し進めた。など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に、業務運営能力の向上のため、積極的に外部の専門的知見を有する運用経験者の確保に努めており、人件費の制約がある中、最大限の努力を行っているとの評価できる。</li> </ul>
業務運営の効率化に伴う経費節減	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な経費節減に努めてきているが、特に、平成19事業年度に1資産クラス1資産管理機関とする決定を行った資産管理機関の集約化については、平成20事業年度における移管事務の進捗により、約12億円の管理コストの低減が図られた。</li> <li>既存の運用受託機関については、① 資産管理機関の集約化に併せ、単独運用指定信託契約を解除し、新たに投資一任契約を締結する際に運用委託手数料の引下げ交</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度における業務運営の効率化と、それに伴う経費の節減効果としては、まず資産管理機関の集約化による経費節減効果の実現があげられる。平成19年度において資産管理機関の選定を行い、1つの資産の管理を1つの資産管理機関に集約することとし、平成20年度において順次資産移管を実施した。これにより、事務の効率化及び管理コストの大幅な低減が図られ、平成20年度において、約12億円の節減効果が認められ</li> </ul>

	<p>渉を行ったこと、②受託資産額が現在の運用委託手数料表の範囲を超える又は超えるおそれのある運用受託機関等に対する運用委託手数料の改定を実施したこと、③パッシブ運用受託機関に対する配分基準を、平成19事業年度に引き続き運用委託手数料の水準が低い運用受託機関により多く配分することに変更したこと、等により、変更前と比べ約3.1億円の節減が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規応募の外国株式アクティブの運用受託機関の選定時及び契約を継続することとした外国株式アクティブと運用委託手数料の引下げ交渉を行い、その結果0.5億円の節減が図られた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>た。また、運用受託機関に対する手数料の水準についても、既存の受託機関、新規の受託機関ともに引き下げを図り、経費の節減を実現している。これらの取組により、平成20年度において、約15.7億円の節減効果の実現が認められ、評価することができる。</p>
<p>年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p>	<p>4(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20事業年度においては、国内債券については、概ねベンチマーク並みの収益率となった。また、外国株式については、プラスの超過収益率となったが、国内株式及び外国債券については、マイナスの超過収益率となった。</li> <li>国内株式がベンチマークに対して下回ったのは、リーマン・ショック等により拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速等を背景に、電気機器や輸送用機器を始めとする幅広いセクターにおいて銘柄選択がマイナスに寄与したものの。また、外国債券がベンチマークに対して下回ったのは、世界的な金融危機等を背景に、ベンチマーク収益率を下回った社債セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がマイナスに寄与したものの。</li> <li>特に、昨年秋の金融危機の発生を踏まえ、外国債券アクティブ及び外国株式アクティブ運用受託機関に対して、緊急にミーティングを実施し、投資行動及びリスク管理状況を確認するなど適切な対応に努めた。また、特に、昨年秋の金融危機の発生を踏まえ、国内株式及び外国債券アクティブ運用受託機関を含めたアクティブ運用受託機関等についても、リスク管理ミーティングの中で投資行動及びリスク管理状況を確認した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各資産ごとに市場運用の結果を評価するための指標であるベンチマークとの対比で見ると、外国株式及び短期資産についてはプラスの超過収益率、国内債券についてはマイナス0.01%と概ねベンチマーク並みの収益率となったが、国内株式及び外国債券についてはマイナスの超過収益率という結果となり、中期目標において確保するよう努めることとされているベンチマーク収益率を確保できなかった。</li> <li>このような中で、管理運用法人においては、金融危機の発生を踏まえ、緊急に随時ミーティングを行い、外国債券アクティブ及び外国株式アクティブ運用受託機関の投資行動及びリスク管理状況を把握し、運用スタイルと異なる投資行動をとっていないかなどを確認するとともに、その後の通常のリスク管理ミーティングにおいても同様の趣旨から、アクティブ運用受託機関等の投資行動及びリスク管理状況を確認し、リスク管理を適切かつ機動的に行ったことは評価できる。また、運用受託機関の評価についても、定性評価及び定量評価を踏まえた総合評価の結果、14社について資金配分を停止するなど、適切な対応を行っている。</li> </ul>
<p>年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p>	<p>4(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20事業年度末のパッシブ運用及びアクティブ運用の構成割合は、国内債券82.26%：17.74%、国内株式75.73%：24.27%、外国債券71.71%：28.29%、外国株式85.35%：14.65%、全体80.47%：19.53%となっており、パッシブ運用中心となっている。なお、アクティブ運用受託機関の選定に当たっては、業務方法書第5条第2項第7号及び管理運用方針に選定方法を定め、超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとしている。この考え方に基づき、外国株式アクティブ運用受託機関を選定した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用受託機関の選定について、平成20年度においては、外国株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定を行っている。選定に当たっては、あらかじめ定めた基準に基づき公募を行い、運用コンサルティング会社を活用しつつ、投資方針や運用プロセス、組織・人材やコンプライアンス及び事務の管理体制について精査し、委託手数料を含む総合評価結果を踏まえて、適切に選定を実施していると評価でき、今後の運用実績に結びつくことを期待したい。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9) (個別意見)

- 該当なし